

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

１．指名停止業者及び措置の内容

アメリカンエンジニアリングコーポレーション

代表者 ケネス・マーク・エクスタースティン

期間：令和８年７月２４日～令和８年９月２３日（２ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

２．指名停止の理由

アメリカンエンジニアリングコーポレーションは、過去３事業年度（令和５年１月１日から令和７年１２月３１日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第７条第２号イ、ロ及び同法第１５条第２号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。

このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年６月５日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より２２日間の営業停止処分を受けた。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当するため。